区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇五〇〇から二〇〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の北緯二四度二八分一五秒、東経一三一度一〇分五二秒の地点を中心とする半径五海里の区域
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　七号
二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月十九日

○関東地方整備局告示第二百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市都筑区川向町字南耕地六五九番一地内	前	六〇・〇〇～六六・〇〇メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	六〇・〇〇～六六・〇〇メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	久留米市善導寺町木塚字登ヲ免一一〇番一から同市善導寺町木塚字蒲口一九五番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
三　占用を制限する理由
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月十三日